

彙報

臨時家族手当給與令の公布

今昭和十七年一月閣議決定の家族手当支給制度の擴充に關する件については本誌前號本欄所報の如くであるが、特に官廳職員に對する現行臨時家族手当給與制度の改正については昭和十七年三月二十五日付官報を以て昭和十五年勅令第五百二十五號臨時家族手当給與の件中改正勅令の公布を見た。本勅令により勅任官の一部に對しても家族手当の支給を見ることがなつたが、之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手当給與令(昭和十七年三月二十四日勅令第五百二十一號)

奏任官、同待遇者、判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又ハ職工ニ對シ當分ノ内臨時家族手当ヲ給スルコトヲ得

勅任官又ハ同待遇者ニ對シテハ奏任官又ハ同待遇者ニシテ前項ノ手当ヲ受クルモノト給與ノ權衡ヲ得シムル爲必要アル場合ニ限り臨時家族手当ヲ給スルコトヲ得前二項ノ規定ニ依ル手当ヲ給スル者ノ範圍、手当ノ額其ノ他手当ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民體力法の被管理者の範圍限定に關する勅令の公布

昭和十七年度に於ける國民體力法被管理者の範圍については昭和十七年三月二十七日付官報を以て勅令の公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民體力法ノ被管理者ノ範圍限定

ニ關スル件(昭和十七年三月二十六日勅令第四百四十五號)

國民體力法附則第二項ノ規定ニ依リ昭和十七年四月一日ヨリ昭和十八年三月三十一日ニ至ル迄ハ同法ノ被管理者ヲ昭和十七年十一月三十日ニ於テ年齢十五年以上ノ男子タルモノニ限定ス

附則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

學校卒業生使用制限令施行規則中改正

正

我が國勞務動員體制中の一環を爲す學校卒業生使用制限令の施行規則は今般一部改正を見、昭和十七年三月二十五日付官報を以て公布されたが、之を掲ぐれば次の如くである。

學校卒業生使用制限令施行規則中

改正ノ件(昭和十七年三月二十五日勅令第四百四十二號)

學校卒業生使用制限令施行規則中左ノ通改正ス
第一條 學校卒業生使用制限令(以下令ト稱ス)第二條

ノ認可ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル期間内ニ様式第一號ニ依リ申請スベシ

第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業生アルトキ其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ令第二條ノ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ當該工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス)ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ニ以上アルトキハ主トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ、勤務スベキ場所一定セザルトキハ使用者ノ主タル事務所ニ付申請ヲ爲スベシ

第三條ノ二 令第二條ノ認可ヲ受ケタル後ニ於テ特別ノ必要ニ依リ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ヲ變更セントスルトキハ其ノ申請ヲ爲スベシ
様式第一號ヲ別記ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

申請書作成上ノ注意

1 本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格 A 4 判 (210 mm × 297 mm) トスルコト

2 本申請書ハ學校卒業生ヲ使用スベキ工場、事業場、事務所別ニ作成スルコト